



造林事業補助制度について

森林は、林産物の生産、土砂災害の防止、生態系の保全や地球温暖化防止など、日々の暮らしに欠かせない働きを持っています。

北海道では「森林環境保全整備事業」として、森林の育成を図るため、苗木の植栽や草刈り、枝払い、間伐などを行った場合に経費の一部を補助しています。

自身の所有する森林の整備等を考えている場合は、ぜひご活用ください。

※1 施工地につき、0.1ha以上の面積を整備する必要があります。

また、本町では上記事業の個人負担分に対して補助を行う「未来につなぐ森づくり推進事業（造林のみ）」と「環境保全緑化事業（造林、下刈り、殺そ剤散布）」を実施しています。

事業内容や補助金額が各種条件によって変わりますので、詳しくは下記問合せ先にご確認ください。

■問合せ

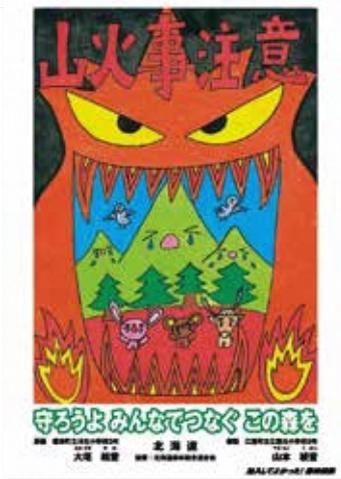
別海町役場産業振興部水産みどり課みどり担当 TEL 75-2111（内線1611～1613）

根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-24-5639

別海町森林組合 TEL 75-2016

林野火災予消防思想の普及啓発

【林野火災予防全道統一標語】「守ろうよ みんなでつなぐ この森を」



大切な森林を林野火災から守るため、本町では下記のとおり林野火災危険期間、強調期間を定めています。

山菜採りや魚釣り等で入林する方は、たばこの吸い殻等、火の取り扱いには、十分ご注意ください。

また、山林に立ち入る際には、必ず所有者の認可を受けてから入林願います。

- 危険期間 4月1日(月)から6月30日(日)
- 強調期間 4月21日(日)から5月31日(金)

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）

「北海道植樹の日・育樹の日条例」が制定されました

「北海道植樹の日・育樹の日条例」が平成30年第4回北海道議会定例会で制定され、平成30年12月25日に施行されました。植樹の日・育樹の日の制定は、全国の都道府県初となる取り組みです。

この取り組みは「道民一人一人が、植樹及び育樹を通じて、森林及び樹木に触れて親しむこと」や「北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくことを期する日」などを目的としており、植樹および育樹の日を定めるとともに、植樹および育樹月間を定めています。

道民の皆さんの植樹および育樹活動への参加をはじめ、森林づくりへのご理解とご協力をお願いします。

北海道植樹の日・育樹の日条例

植えて 育てて 豊かな森林を未来につなごう

5月第2土曜日は「植樹の日」 5月は植樹月間
10月第3土曜日は「育樹の日」 10月は育樹月間

問合せ／北海道水産林務部環境局森林活用課 TEL 011-204-5514



森林の伐採や 土地所有者変更に係る届出書について

森林の所有者が、森林を伐採または伐採後に造林する場合は、伐採を始める日の90日前から30日前までの間に、町へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

伐採および造林が完了したときは、町に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する必要があります。(無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止および造林を命じることがあります。)

また、売買や相続等により、新たに森林の土地所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に「森林の土地の所有者届出書」が必要となります。

伐採および造林に関する相談、その他森林に関する相談や不明な点などがありましたら、右記問合せ先へ気軽にご相談ください。

問合せ内容・問合せ先

- 普通林の伐採または伐採後の造林の相談
- 火入れ行為に関する相談
- 森林の土地の所有者届出制度に関する相談
- その他森林に関する相談

別海町役場産業振興部水産みどり課みどり担当
TEL 75-2111 (内線1611~1613)

- 保安林の立木伐採
- 保安林内行為に関する相談
- 林地開発行為(1ha以上の森林を伐採後草地等に造成・転用する場合)に関する相談
- その他森林に関する相談

根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-24-5639
根室振興局森林室 TEL 75-2304

ヒグマに注意!

4月1日(月)から5月31日(金)は
春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多くなり、5月以降は子グマが人里付近へ現れることもあります。山菜取りなどで野山に入るときは薄暮時を避け、複数人で行動し、鈴やラジオなど音が鳴るもので人がいることをヒグマに知らせ、見張りを徹底するなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出没情報については、別海町地域安全情報システム「まもメール」でお知らせしています。ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけたりした場合は、直ちに情報をご提供ください。

※平成30年度は別海町内で56件の目撃情報がありました。

町ホームページ
検索キーワード



問合せ/みどり担当 (内線1612・1613)

別海町清流保全基金補助金 対象団体等の募集について

本町では、町民が自ら取り組む、豊かで清らかな河川環境づくりなどの活動に対して、経費の一部を補助しています。

補助を希望する団体等は、募集期間内に下記担当までお問い合わせください。

- 補助金対象経費 河川植樹等の事業に係る経費、河川および河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費
- 補助率 2分の1以内(上限30万円)
- 募集期間 4月26日(金)まで

問合せ/みどり担当 (内線1613)



平成31年度

環境保全啓蒙活動交付金について



風蓮湖、野付半島および野付湾は、ラムサール条約の湿地登録地に認定されています。本町では、これらに流入する河川および湿地の環境保全活動の推進と住民意識の啓蒙を図ることを目的として、町内の各種団体等が実施する環境保全啓蒙活動事業の経費に対し、交付金を交付しています。

- 交付対象団体** NPO法人、町内会、ボランティア団体、学校（学級、サークル含む）等で環境保全啓蒙を行う町内の団体
- 交付対象経費** 団体等が行う緑化推進活動、自然教育活動、景観美化活動等環境保全啓蒙活動に要する経費で、苗木の購入費、肥料、講師謝礼、資料・リーフレット代、ごみ清掃用消耗品費、その他活動遂行上必要と認められるもの
- 交付金の額** 1団体につき5万円が上限です。ただし、5万円に満たない場合は、その実施額以内の額とします。
- 申請方法** 次の書類を下記担当まで提出してください。
- 申請書類** ①申請様式（交付申請書、事業計画書、収支予算書） ②団体の役員名簿 ③団体の規約
※申請様式は下記担当で配布しています。

問合せ／観光・交流担当（内線1621）

別海町中小企業 振興検討会議委員を 募集します

本町では、中小企業振興のための施策の協議、検討を行う「別海町中小企業振興検討会議委員」の任期満了に伴い、委員の一部を次のとおり公募します。

別海町の暮らしと雇用を支える中小企業の振興策について、活発なご意見をいただきたいと考えています。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

- 募集人数** 若干名
- 応募要件** 町内在住の満20歳以上の方で、下記の会議日程に参加できる方
- 会議日程** 年3回程度開催予定（会議時間帯は午前10時から午後5時のうち2時間程度）
- 任期** 2年
- 報酬** 無報酬
- 応募方法** 応募用紙に所定の事項を記入し、下記担当に提出してください。
応募用紙は、役場商工観光課、各支所、各連絡事務所で配布しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。
- 応募締切** 4月26日(金)
- 応募・問合せ** 〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町役場産業振興部商工観光課商工・労働担当
TEL 75-2111（内線1623・1624） FAX 75-2497
Eメール syoukou@betsukai.jp



「ふるさとの森」 木の伐採作業の終了について

平成30年12月20日から行っていた、ふるさとの森の木の伐採作業が終了しましたので、お知らせします。

問合せ／観光・交流担当（内線1621）

融雪期に向けて、 家畜排せつ物の適正な管理 を徹底しましょう

長い冬も終わり、別海町にもようやく春が訪れようとしています。

毎年この時期は、融雪とともに家畜ふん尿や、れき汁の河川流出などの危険性が高くなることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層の徹底を図る必要があります。

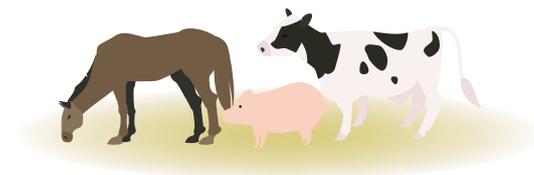
堆肥舎、尿だめ、スラリーストアなどを自主点検するとともに、適正な家畜排せつ物の管理に努めましょう。

問合せ／酪農畜産担当（内線1414・1415）

平成31年度 定期種畜検査のお知らせ

牛、馬、豚の定期種畜検査が8月下旬に実施される予定です。

定期種畜検査を受検するには、6月頃に予定している種畜衛生検査を受検する必要がありますので、希望される方は下記担当までお問い合わせください。



申込み・問合せ／酪農畜産担当
（内線1414・1415）

水沼徳一郎基金奨励金について

本町では、元北海道議会議員である、故 水沼 徳一郎 氏の生前の偉業をしのび、町内の農林業、水産業、商工業等の振興を図るために設置された基金から奨励金を交付しています。

町内に在住する個人または団体を対象に次のとおり募集しますので、詳しい申請手続き等については、下記担当にお問い合わせください。

■奨励金対象経費 団体等が産業の振興を図る目的をもって行う事業に係る経費

■補助率 交付対象事業に係る経費の2分の1（上限15万円）

問合せ／担い手対策担当（内線1417）

別海町酪農研修牧場研修生募集のお知らせ



別海町酪農研修牧場では、就農を目指す研修生を随時募集しており、未経験者の方も研修から新規就農までサポートします。また、将来的に独立就農をお考えの方も随時相談を受け付けています。

詳しい内容や応募方法、就農の相談については、右記問合せ先にご連絡ください。

- 受入条件
 - おおむね40歳未満までの夫婦またはパートナーのいる方
 - 18歳以上30歳未満の独身の方
 - 研修終了後、町内で就農または酪農関連業務に従事する方
- 研修期間 原則3年間（経験や力量の程度により調整します。）
- 研修生の待遇 酪農研修生は(有)別海町酪農研修牧場の職員となります。（各種保険等完備）
- 研修手当 月額183,200円（夫婦で366,400円）を支給
- 募集期間 随時
- 応募・問合せ 〒088-2576 別海町西春別347番地63
有限会社別海町酪農研修牧場

TEL 77-1050 担当 田隈^{たくま}